医療法人博愛会 医学生奨学金貸与規程

(目的)

第1条 この規定は、大学で医学を修学する者で、将来、医療法人博愛会(以下「当法人」という。) の医師として勤務しようとする者に対し、奨学金を貸付けることで、当法人における医師の確 保を図ることを目的とする。

(対象者)

- 第2条 次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者に対し、奨学金を貸付けることができる。
 - (1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)による大学(以下「大学」という。)の医学を履修する過程に在学する5年次または6年次の者
 - (2) 医師免許取得後の臨床研修や専攻医研修を終了後、直ちに当法人への就職を希望する者
 - (3) 当法人以外から医師の確保を目的とした奨学金(これと同種のものを含む)の給付または貸付けを受けていない者
 - 2 奨学金の貸付対象者の人数は、各学年共に2名を上限とする。

(奨学金の貸付金額等)

- 第3条 奨学金の貸付金額は、月額10万円とする。
 - 2 奨学金の貸付期間は、貸付の決定日(以下「決定日」という。)の属する月から大学を卒業する日の属する月までとし、24月を限度とする。
 - 3 奨学金は無利息で貸付ける。

(貸付方法)

第4条 奨学金は、毎月本人に貸付けるものとする。ただし、決定日の属する月分は、翌月分に併せて貸付けるものとする。

(貸付の申請および連帯保証人)

- 第5条 奨学金の貸付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、奨学金貸付申請書兼誓約書 (第1号様式)に下に掲げる書類を添えて、当法人に申請しなければならない。
 - 2 申請者は、前項による申請をする際に連帯保証人2人を立てなければならない。
 - 3 前項の連帯保証人は、20歳以上の者で独立した生計を営む者でなければならない。
 - 4 申請者は、第2項に定める連帯保証人が欠けたとき、又は破産その他の事由によりその適正を 失ったときは、新たな連帯保証人を定めて当法人に届け出なければならない。

<添付書類>

①在学証明書・成績証明書

- ②戸籍抄本または戸籍登録事項一部証明書
- ③住民票抄本
- ④履歴書
- ⑤連帯保証人の印鑑証明書
- ⑥その他 当法人が必要と認める書類

(貸付の決定)

第6条 当法人は、第5条による申請を受けたときは、速やかに内容を審査の上、貸付の可否を決定し、奨学金貸付(決定・不承認)通知書(第2号様式)にて申請者に通知するものとする。

(貸付決定の取消し・貸付停止)

- 第7条 当法人は、前条により奨学金の貸付けの決定をされた者(以下「貸付決定者」という。)が、 大学を卒業する日までに次の各号のいずれかに該当するときは、当該奨学金の貸付けの決定を 取り消し、奨学金貸付(取消・停止)通知書(第3号様式)にて貸付決定者および連帯保証人(第 1号に該当する場合は連帯保証人のみ)に通知するものとする。
 - (1) 死亡したとき
 - (2) 第2条第1項各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったと認められるとき
 - (3) 心身の障害により大学の修学の見込みがなくなったと認められるとき
 - (4) 学業成績または素行が著しく不良であると認められるとき
 - (5) 奨学金の貸付けを受けることを辞退したとき
 - (6) 偽りその他不正な手段により奨学金の貸付けを受けたとき
 - (7) その他奨学金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき
 - 2 当法人は、貸付決定者が休学または停学の処分を受けたときは、当該休学または当該停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月まで奨学金の貸付けを停止し、奨学金貸付(取消・停止)通知書(第3号様式)にて貸付決定者および連帯保証人に通知するものとする。この場合において、これらの月分として既に貸付けられた奨学金があるときは、その奨学金は当該貸付決定者が復学した日の属する月の翌月以後の月分として貸付けられたものとみなす。

(借用証書)

- 第8条 貸付決定者は、第3条第2項の貸付期間が満了したとき、又は、第7条1項の奨学金の貸付けの決定が取り消されたときは、直ちに貸付けを受けた奨学金の全額について借用証書(第4号様式)を当法人へ提出しなければならない。
 - 2 前項の場合において、貸付決定者の死亡その他の事由により貸付決定者が借用証書の提出ができないときは、貸付決定者に代わり、連帯保証人が借用証書(第4号様式)を提出しなければならない。

(償還債務の免除)

- **第9条** 当法人は、貸付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の償還債務を免除する ものとする。
 - (1) 臨床研修を終了後または臨床研修を終了後直ちに専攻医として勤務した場合にあっては、 当該勤務の終了後、直ちに当法人の医師として勤務した月数が 24 月を超えない範囲内で、 貸付期間の月数に達したとき。
 - (2) 当法人の業務により死亡したとき。
 - 2 当法人は、前項の奨学金償還債務の免除のほか、貸付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項に定める奨学金の月額に、当法人の医師として勤務した月数を乗じて 得た額に相当する奨学金の償還債務を免除することができる。
 - (1) 当法人の医師として勤務した月数が、貸付期間に達しないとき。
 - (2) 当法人の業務以外の事由により死亡し、または当法人の業務以外に起因する心身の故障により退職されたとき。
 - 3 当法人は、貸付決定者が本条第 1 項および第 2 項に該当したことにより、償還債務を免除することを決定したときは、医療法人博愛会 医学生奨学金償還債務免除通知書(第 5 号様式)により当該貸付決定者に通知するものとする。

(償還の猶予)

- 第10条 当法人は、奨学金の貸付期間が満了した後において、貸付決定者が次の各号のいずれかに 該当するときは、当該事由が継続する間または2年を超えない範囲で当法人が事由を勘案して 定める期間、奨学金の償還を猶予することができる。
 - (1) 大学に在学しているとき(当該大学の正規の修学期間に2年を加えた期間内の場合に限る)。
 - (2) 大学の卒業時に医師免許が取得できない者で引き続き医師免許の取得を目指す者が、大学を卒業した日の属する年度の翌年度初日から起算して2年を経過していないとき。
 - (3) 医師免許取得後、直ちに臨床研修を受けているとき。
 - (4) 臨床研修の終了後、専攻医として他の医療機関に勤務しているとき。
 - (5) 臨床研修の終了後、前条第 1 項第 1 号に定める償還債務免除の要件を充足する過程にあるとき。
 - (6) 災害、疾病その他特別の事由により奨学金を償還することが困難であると認められるとき。
 - 2 前項の事由により償還の猶予を受けようとする者は、奨学金償還猶予申請書(第 6 号様式)により当法人に申請しなければならない。
 - 3 当法人は、前項による申請を受けたときは、速やかに内容を審査の上、償還の可否を決定し、 奨学金償還猶予(決定・不承認)通知書(第7号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(償還)

第11条 貸付決定者は、次の各号に掲げる事由に該当するときは、当該事由が生じた日の属する月の翌月初日から起算して3月以内に奨学金を一括して償還しなければならない。

- (1) 第7条第1項の定めにより奨学金の貸付決定が取り消されたとき。
- (2) 第 10 条の定めによる奨学金の償還の猶予を受けることができないとき、または受けることができなくなったとき
- (3) 当法人に勤務した後、第9条第1項に定める免除期間までの間に懲戒解雇されたとき。
- 2 貸付決定者は、第9条第2項の定めにより奨学金の一部の償還債務が免除されたときは、奨 学金から償還債務が免除された額を差し引いた額を当法人が定める期日までに一括して償還 しなければならない。
- 3 当法人は、貸付決定者が第7条第1項第1号または第9条第2項第2号に該当したときは、 前項の規定にかかわらず、当該貸付決定者の資力、生活状況等を考慮して別に期限を定め、 または分割して償還させることができる。

(延滞金)

第12条 貸付決定者は、正当な理由なく奨学金を償還すべき日までにこれを償還しなかったときは、 償還すべき金額に、当該償還すべき日の翌日から償還の日までの期間に応じ、当該金額に年 14.6%の割合をもって計算した延滞金の額を加算して支払わなければならない。

(届出の義務)

- 第13条 貸付決定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金貸付事項異動届(第8号様式)により、直ちに当法人に届け出なければならない。但し、疾病その他の事由により届け出ることができないときは、連帯保証人がその理由を付して届け出なければならない。
 - (1) 貸付決定者が、大学を休学し、復学し、停学し、転学し、または退学したとき。
 - (2) 貸付決定者または連帯保証人の身分、住所その他の重要事項に異動があったとき。
 - 2 貸付決定者が死亡したときは、連帯保証人は、奨学金貸付事項異動届(第8号様式)により、 直ちに当法人に届け出なければならない。

(在学証明書の提出)

第14条 貸付決定者は、毎年度、4月30日までに在学する学年が記載された在学証明書を当法人に 提出しなければならない。

(定めのない事項の処理)

第15条 上記に記載されていない内容または特別な事項については、当法人が別に決定するものと する。

附則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。